

---

## 第7章 計画の推進のために

---

### 7-1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てにかかわる事業者・関係団体を初め、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について関係者や関係団体へ周知するとともに、広報や公式ホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に周知します。

安全・安心な子育て・子育てにつなげるため、市民の視点に立って、令和元年6月に改正された「子ども・子育て支援新制度」（幼児教育・保育の無償化）について分かりやすい情報提供に努めていきます。

### 7-2 庁内組織における施策の推進

市長を本部長とした庁内組織の「子育て・若者支援推進本部」において、子ども・若者育成支援に関する施策の推進を図ります。

### 7-3 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細やかな取組みが重要であることから、市民、自治会や青少年協議会などの地域で活動する団体との連携を図る必要があります。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、保育所、幼稚園、子ども関連事業者、NPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの個人や関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

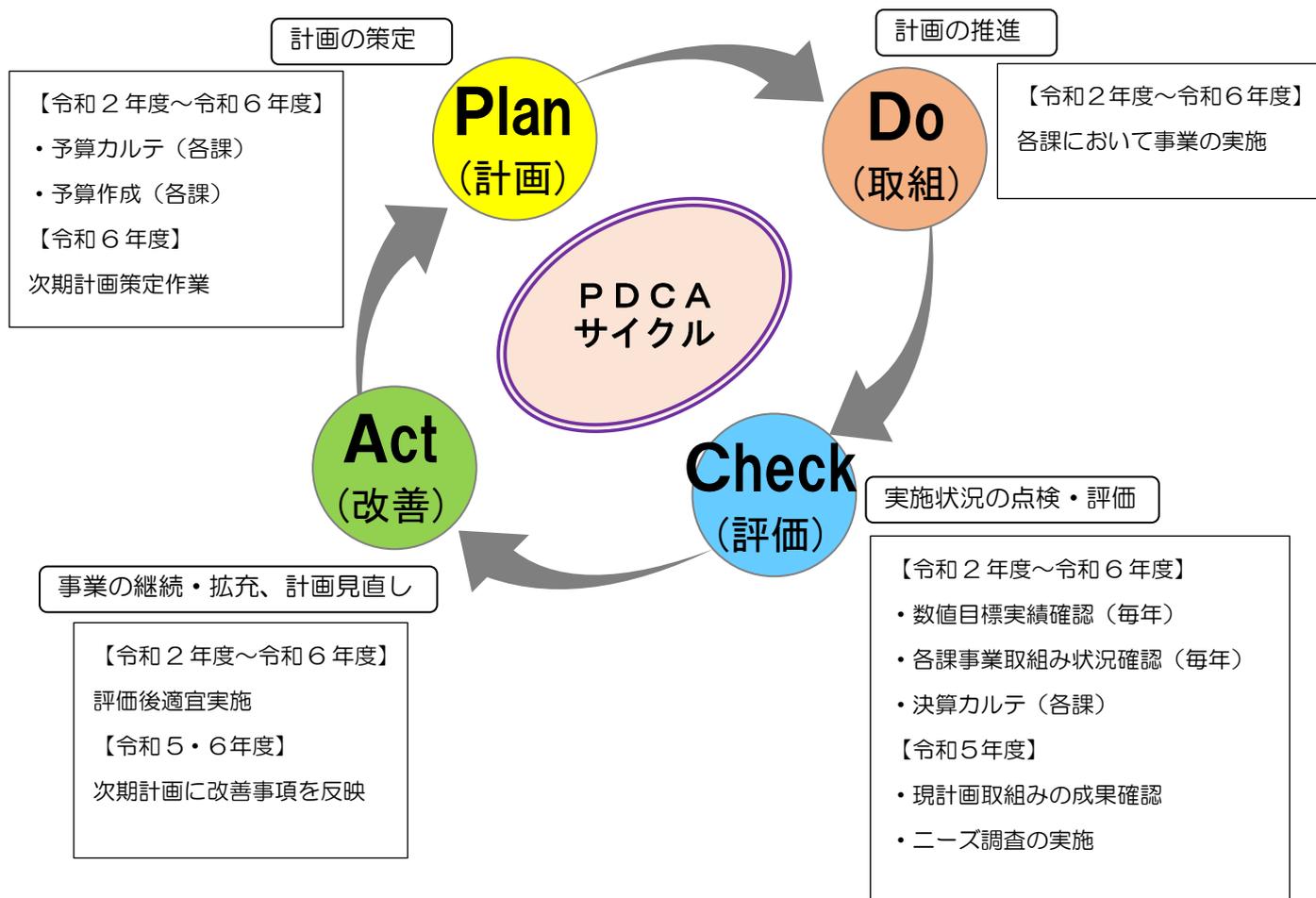
### 7-4 子ども・子育て会議

本計画では、計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、条例により市長の諮問機関として設置した「多摩市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員構成は、ワーク・ライフ・バランスへの配慮から事業者・労働者の代表や、できるだけ多くの市民の参画を得るため、学識経験のある者2名、子ども・子育て支援に関する法人又は組織に所属する者（幼稚園・保育所・青少協地区委員会・NPO法人）4名、小中学校校長2名、事業主・労働者各1名、子どもの保護者（幼稚園・保育所・学童クラブ）3名、公募による市民2名の15名で構成しており、任期は3年です。年4回の定例会議を開催するとともに、必要に応じて臨時会議を開催し、新たな制度設計や確保方策の見直し等の検討を行います。

7-5 計画の達成状況の点検・評価

本計画（Plan）を達成するため、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るPDCAサイクルによる適切な進捗管理を行います。

また、取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行います。



## 資料編

## 多摩市子ども・子育て会議の審議経過

No	日付	主な審議検討内容
1	平成29年度 第4回 2月5日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 学童クラブにおける5・6年生の受入れについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 利用者支援事業（母子保健型）としての出産・子育て応援事業（ゆりかごTAMA）開始について</p> <p>(2) 平成30年度の病児・病後児保育事業の実施について</p> <p>(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(4) 認可保育所等の平成30年4月入所申請受付状況について</p> <p>(5) 平成30年度学童クラブ入所申請状況について</p> <p>(6) 桜ヶ丘児童館の今後の運営について</p> <p>(7) 平成30年度子ども・子育て会議開催日程（案）について</p>
2	平成30年度 第1回 5月22日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 学童クラブにおける5・6年生の受入れについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画（平成32～36年度）の策定について</p> <p>(2) 認可保育所等の平成30年4月入所の待機児童状況について</p> <p>(3) 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）の利用状況について</p> <p>(4) 東京都認証保育所の利用状況について</p> <p>(5) 定期利用保育事業の利用状況について</p> <p>(6) 子育て総合センターの相談状況について</p> <p>(7) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について</p> <p>(8) 学童クラブの平成30年4月入所の待機児童状況について</p> <p>(9) 放課後子ども教室の平成29年度実績について</p> <p>(10) 子ども・若者育成事業の平成29年度実績と今後の事業予定について</p>
3	平成30年度 第2回 8月8日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査・実態調査の実施について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) エリア別認可保育施設入所保留者・待機児童数・空き状況について</p> <p>(2) 認可保育所等の入所児童指数の公表について</p> <p>(3) 幼稚園の入園状況について</p>

No	日付	主な審議検討内容
4	平成30年度 第3回 11月6日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 学童クラブ延長育成（モアサービス）の見直しについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査</p> <p>(2) 公立保育園の機能強化について</p> <p>(3) 2019年度版わくわく入学準備BOOK かがやけ、たまっ子1年生の発行について</p> <p>(4) 平成30年度の病児・病後児保育事業の実施場所の移転について</p> <p>(5) 子ども・若者に関する施策検討懇談会の設置について</p> <p>(6) 平成30年度厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」についての調査状況報告（第一報）</p> <p>(7) 平成30年度児童虐待防止啓発活動について</p> <p>(8) 平成31年度に向けた学童クラブ待機児童対策について</p> <p>(9) 連光寺児童館における地域子育て支援拠点事業（常設のひろば）の開始について</p> <p>(10) 幼児教育無償化の進捗状況</p>
5	平成30年度 第4回 2月19日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 平成31年度保育所等入所申請について</p> <p>(2) 企業主導型保育所利用者への保育料補助について</p> <p>(3) 公立保育園の機能強化について</p> <p>(4) 平成31年度学童クラブ入所申請状況について</p> <p>(5) 多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会の開催状況について</p> <p>(6) パルテノン多摩の大規模改修に伴う子どもひろば等の設置について</p> <p>(7) ひとり親家庭応援ガイド「たまボケ」と子育てポケットガイド「たまボケ」について</p>
6	令和元年度 第1回 6月5日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 令和元年度の待機児童対策について</p> <p>(2) 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(3) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 認可保育所等の平成31年4月入所の待機児童状況について</p> <p>(2) 地域型保育事業の利用状況について</p> <p>(3) 東京都認証保育所の利用状況について</p> <p>(4) 企業主導型保育事業の利用状況について</p> <p>(5) 定期利用保育事業の利用状況について</p> <p>(6) 幼稚園の利用状況について</p> <p>(7) 子育て総合センターの相談状況について</p> <p>(8) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について</p> <p>(9) 学童クラブの平成31年4月入所の待機児童状況について</p> <p>(10) 放課後子ども教室の平成30年度実績について</p> <p>(11) パルテノン多摩・子どものエリア事業の今後のスケジュール</p> <p>(12) 子ども・若者育成支援事業について</p> <p>(13) 公立保育園における休日保育実施に伴う経費について</p>

No	日付	主な審議検討内容
7	令和元年度 第2回 7月25日	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 令和元(2019)年度 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(2) エリア別認可保育施設入所保留者・待機児童数・空き状況について</p> <p>(3) 認可保育所の開設及び貝取保育園の統合に向けた説明経緯について</p> <p>(4) 子ども・若者に関する施策検討懇談会の報告書(案)について</p> <p>(5) 任期満了に伴う「多摩市子ども・子育て会議」委員の選出について</p> <p>(6) パルテノン多摩・子どものエリア事業の今後のスケジュール(変更)</p>

## 多摩市子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日条例第39号

## 多摩市子ども・子育て会議設置条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、多摩市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## (所掌事務)

第3条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、多摩市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

## (組織)

第4条 審議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織し、審議会の委員は市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2人以内
- (2) 子ども・子育て支援に関する法人又は組織に属する者 4人以内
- (3) 多摩市立小中学校の教員 2人以内
- (4) 事業主を代表する者 1人以内
- (5) 労働者を代表する者 1人以内
- (6) 子どもの保護者 3人以内
- (7) 公募による市民 2人以内

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、会長が主宰する。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審議会の会議は、原則として公開する。
- 6 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

## (関係者の出席)

第8条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第9条 審議会の庶務は、子ども青少年部子育て支援課において処理する。

## (委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## 多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱

平成21年2月20日多摩市告示第52号

改正

平成21年10月16日多摩市告示第542号  
 平成22年3月31日多摩市告示第154号  
 平成25年3月25日多摩市告示第100号  
 平成27年3月31日多摩市告示第115号  
 平成28年3月31日多摩市告示第186号  
 平成29年5月10日多摩市告示第304号  
 平成30年3月30日多摩市告示第132号

多摩市子育て・若者支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 多摩市における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）及び子ども・若者育成支援（子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第1条に規定する子ども・若者育成支援をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的な推進を図るため、多摩市子育て・若者支援推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩市子ども・子育て支援事業計画及び多摩市子ども・若者計画（以下「事業計画等」という。）の策定及び総合的推進に関すること。
- (2) 事業計画等に基づく各施策の総合調整及び協議に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援の推進に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には市長をもって充て、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者を本部に参画させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部の会議は、本部長が主宰する。

(専門委員会)

第6条 本部に下部組織として専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 本部の指示による本部の調査検討に必要な事項の事前の調査及びその結果の報告に関すること。
  - (2) 子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に関する連絡調整に関すること。
- 3 専門委員会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「専門委員」という。）をもって構成する。
- 4 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員長には子ども青少年部子育て・若者政策担当課長をもって充て、副委員長は専門委員の互選によりこれを定める。

- 6 専門委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 委員長は、調査検討する事案により、関係する専門委員の出席を求めて専門委員会の会議を開くことができる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部及び専門委員会の庶務は、子ども青少年部子育て支援課及び子ども青少年部児童青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年多摩市告示第542号)

この要綱は、平成21年11月3日から施行する。

附 則 (平成22年多摩市告示第154号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年多摩市告示第100号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年多摩市告示第115号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年多摩市告示第186号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年多摩市告示第304号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年多摩市告示第132号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長 副市長 健幸まちづくり政策監 教育長 企画政策部長 総務部長 市民経済部長 暮らしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 保健医療政策担当部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 教育部参事
---

別表第2 (第6条関係)

企画政策部企画課長 総務部防災安全課長 市民経済部納税課長 市民経済部経済観光課長 暮らしと文化部平和・人権課長 TAMA女性センター長 暮らしと文化部文化・市民協働課長 子ども青少年部子育て支援課長 子ども青少年部公立保育園担当課長 子育て総合センター長 子ども青少年部児童青少年課長 子ども青少年部子育て・若者政策担当課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活福祉課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担当課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部都市計画課長 都市整備部住宅担当課長 都市整備部道路交通課長 都市整備部交通対策担当課長 環境部公園緑地課長 教育部教育振興課長 教育部教育企画担当課長 永山公民館長 図書館長 教育部学校支援課長 学校給食センター長 教育部教育指導課長 教育センター長
--

## 多摩市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	備考	任期
学識経験のある者 (2人以内)	会長 大日向 雅美	恵泉女学園大学学長	
	副会長 高岡 純子	ベネッセ教育総合研究所次世代 育成研究室室長	
子ども・子育て支 援に関する法人又 は組織所属する者 (4人以内)	関岡 貴之	多摩みゆき幼稚園園長 (幼稚園園長会推薦)	
	福島 真	かしのき保育園園長 (私立保育園園長会推薦)	
	岡添 律子	青少協誼訪地区委員会会長 (地区委員会会長会推薦)	
	島田 良恵	特定非営利活動法人シーズネッ トワーク副理事長(市民活動団 体関係者)	
多摩市立小中学校 の教員 (2人以内)	小畑 行広	多摩市立豊ヶ丘小学校校長 (小学校校長会推薦)	
	麻生 隆久	多摩市立聖ヶ丘中学校校長 (中学校校長会推薦)	
事業主代表 (1人以内)	唐澤 淳子	株式会社 ベネッセコーポレーション	
労働者代表 (1人以内)	安藤 久美子	電機連合ティアック労働組合 (連合三多摩ブロック地域協議 会推薦)	
子どもの保護者 (3人以内)	岩根 志保	幼稚園園児保護者 (幼稚園園長会推薦)	
	薄井 千夏	保育園園児保護者 (私立保育園園長会推薦)	
	佐藤 妙子	学童クラブ児童保護者 (学童クラブ連絡協議会推薦)	
公募による市民 (2人以内)	櫻田 幸也	公募市民委員	
	永山 菜見子	公募市民委員	

※任期の表記について要検討(令和元年11月更新あり)